

災害時における安否不明者の氏名等の公表方針

1 目的

安否不明者の氏名等の公表基準についてあらかじめ定め、県、市町、警察等の関係者間で共有し、災害時に迅速かつ的確な安否不明者の氏名等公表により救助活動の円滑化を図る

2 公表の判断基準

救助活動の円滑化に資する場合に公表

3 公表対象者

次のいずれにも該当する安否不明者の氏名等を公表

なお、③親族等の同意については、確認作業が完了しなくても、公表することが救助活動の円滑化に資すると県が判断する場合は、災害発生後 48 時間を目途に公表（大規模災害により市町が被害を把握しきれない場合には、公表の時期について別途県、市町が協議の上決定）

- ①安否不明者であることが確定した者であること（居住者、非居住者含む）
- ②DV、ストーカー等被害や住民基本台帳の閲覧制限措置等がない者であること
- ③親族等の同意があること（親族等の連絡先が判明している場合等、可能な範囲で確認）

4 公表する情報

氏名、住所、年齢、性別

※被災状況等の情報を公表することが、救助活動の円滑化につながる場合には、情報を追加

5 公表方法

下記の方法により公表

- ・県の記者会見
- ・県、市町のプレスリリース
- ・県、市町のHPに掲載